

| | |
|------|-----------------------------|
| タイトル | イギリス・ヴィクトリア期における労働組合の受容について |
| 著者 | 美馬, 孝人 |
| 引用 | 季刊北海学園大学経済論集, 54(2): 1-14 |
| 発行日 | 2006-09-30 |

《論説》

イギリス・ヴィクトリア期における
労働組合の受容について

美 馬 孝 人

1

ウェッブ夫妻は1920年に著した著書『大英社会主義国の構成』において、イギリスの資本主義的経済国家を過ぎ去り行くものとして批判し、来るべき国家社会を協同組合的な国 (Co-operative Commonwealth) になるものと展望している。

「全国民は、資本主義制度を彼らの社会的、経済的構造の基礎として用いることを、明らかに拒否している。……資本主義制度の中心的な害悪は、貧困者の貧困でも富者の富裕でもない。それは生産手段の単なる所有が、社会の比較的少数部分に与える権力である。その権力は、彼らの仲間である市民の活動とともに、引き続く世代の精神的、肉体的環境にふるわれるのである。そのような制度の下では、個人的な自由は、大多数の人民にとっては冷やかにすぎないものとなる。……社会主義者の目的とする所は、この資本家の独裁に代えて、人民がそれによって生活するすべての産業とサービスにおいて、人民の人民による人民のための政府を置くことである。これによって初めて、人民全体が彼ら自身の事柄の行政管理 administration に真に参加し、また彼らの名においてなされたことに対して、人民の本当の同意を与えることができるのである。……したがって社会主義の目的は二つである。民主主義を産業に適用すること、そしてこの社会民主主義によって『生活、自由、

幸福の追及』に、平等を最大化する原理を採用することである」(Webbs, “A Constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain” Longmans, 1920, xi~xiii)。

そして、現在すでに部分的に実現している「生産者の民主制 democracies of producers」の中で、労働組合の役割について次のように述べている。「我々の意見を敢えて言えば、イギリスの労働組合運動は、相互保険と団体交渉の方法を発見して適用し、また標準賃率と標準労働日に具体化した共通ルールを工夫することによって、他のどのような機関よりも、肉体労働をする賃金労働者である人口の80%の人々の生活標準を上げ、個人的な自由を拡大する点で多くの貢献をした」(op. cit., pp.29-30)。

この重要な役割を果たしつつある労働組合は、次のような歴史的な位置付けを与えられている。「資本家の独裁に対する反抗 revolt の一運動として始まった労働組合運動は、1~2世紀経つうちに、容認されてはいるが極めて限られた参加への道をかちとった。それは生産手段の所有ではなくて、資本家的企業家あるいは消費者民主制により指揮されている国の産業とサービスの管理運営 management への参加である」(op. cit., p.30)。

フェビアン社会主義者であるウェッブ夫妻は、古典的な著書『労働組合運動の歴史』においても、労働者の政治的主体としての台頭や労働組合を巡る国家施策の発展、あるいは

集産主義的な施策の積み重ね等を重視するのであるが、これに対しては従来から多くの批判が寄せられてきた。このような批判は当然ながら、社会主義をめぐる思想状況と密接に関連しているようである。たとえば A. E. マッソンは、ウェッブ的な労働組合史観を次のように批判している。

「ウェッブ夫妻は、社会的な進化という彼らのフェビアン社会主義的な見解にしたがって、労働組合の歴史を説明している。彼らは労働組合の中の社会主義の前進を証明する発展を浮き出させる一方で、いくつかの純粋に労働組合的な側面 aspects を不十分にしか扱わなかった。しかし後者が、19世紀の労働組合の歴史の最も本質的で、具体的で、継続的な特徴をなしていることを示す多くの証拠がある。すなわち、地方の組合の忍耐強い組織化と地区および全国組合の発展、賃金、労働時間、徒弟就業、その他の労働条件をめぐる団体交渉、そして失業、病気、年金、死亡に対する友愛組合給付金制度である」(A. E. Musson, "Trade Union and Social History" Frank Cass, 1974, p.15)。

本稿は、イギリス労働組合法が成立する時期に焦点を当てた諸研究の概観である。

2

フェルプス＝ブラウンは、ウェッブ夫妻以上に、労働組合運動を現代資本主義に組み込まれた一つの社会制度と見ている人である。ただし彼は、それが必ずしも社会主義化と軌を一にするとはいっていないが。彼はヴィクトリア期、特に1850年代以後に、資本主義社会体制内部への労働組合の取り込みが進んだとみている。

「イギリス労働組合運動の歴史は、時に、抑圧に対する闘争として物語られ、また、その説明をうらずける、一方には苦しみに負けぬ堅忍不拔の、他方にはそれに対する過酷な

反作用としての、長い抗争の実例がたくさんある。しかしまた同じように注目すべきは、労働組合が19世紀中に受け入れられ承認されるようになった広がりであり、国の経済的政治的構造の中に統合されるようになったことである」(Henry Phelps Brown "The Origins of Trade Union Power" Clarendon Press, 1983, p.19)。

フェルプス＝ブラウンは、これは政府と雇用主の側が、しだいに労働組合は経済諸力の作用には最終的に勝つことができないとの認識を持ったこと、さらに労働組合が経済と社会に有益な作用をすると見なすようになった結果であるとしている。

「労働組合の擁護者は、組合の指導者がいかに責任を持って仕事を行い、またその組合員のためにいかに有益な機能を果たしているかを示すことができた。団結の中には、独占的な力が含まれているかもしれないが、肉体労働者の団結は、市場の力の影響を緩和することはできても、抵抗しがたい効果的な抑制力に従うことになる、とみられた。ヴィクトリア期の雇用主の経験では、組合の指導権をとっているのは、最も技能が優れ、責任感が強く、堅実な労働者であるので、労働組合運動は、弱い仲間を引き上げるという効果を持った。労使関係は、強力に組織された労働組合が、雇用主の安定的な協会と任意的な交渉に入る時に最善であると見なされた」(op. cit.)。

こうした労働組合運動の受容は、むしろ20世紀に入って重要性を持つ2つの帰結をもたらした。1つは、労働組合がコモンローと対立関係に立った時、「労働組合が機能できる穴をコモンローのなかに開けておく」ための処置が取られたこと、もう一つは、労働者が社会的経済的改革を求めようになった時、外部からその体制を揺さぶるのではなく、内部から労働運動の形で、改革する手段が用意されているということであった。「こ

の第2の帰結の中に、イギリスにおいては革命的、共産主義的、マルクス主義的な政党が定着しない理由があるのかもしれない」(op. cit., p.20) と、フェルプス＝ブラウンは述べている。

我々は、労働組合の受容が始まったとされている、1850年代へ遡って見なければならぬ。

3

この頃のイギリス経済は、1848年の危機を乗り越えて、世界の工場としての地位をますます堅く確立するとともに、外国貿易に伴って国際金融制度を整備し、植民地を含めた国際分業の中心として栄に栄えていた。「ヴィクトリア女皇下の繁栄において、スミス以来の自由放任思想は自然法則的な普遍性を付与された。この思想は労働者に必要な団体主義的、国家干渉的政策を進めなかったが、その背後なる英国の繁栄とあいまって、産業革命期の動揺における資本家の鋭い自己防護心、19世紀末帝国主義時代の内外勢力への拮抗と事変わり、一種のおおらかな寛闊さを英国資本主義に与え、他面には英国国民の伝統ともいうべき自主自助の精神を確立し、ここに少なからぬ影響を労働者階級にも与えるのである」(山中篤太郎『労働組合法の生成と変転』(増補版)、同文館、1947年、134ページ)。

このウェッブ夫妻の研究を下敷きにした日本人の名著を手掛かりとして、当時の労働組合について概観すれば、次のようである。「新しく英国産業の指導的地位を占めたのは、鉄道、汽船、機械、炭坑等であった。これらは機械工を中心に青年男子労働者を要求した。彼らは漸次その熟練を中心に「労働貴族」的地位を獲得し、産業革命時の紡織工に代わって代表的労働者の地位に立った」。彼らは産業革命時代の労働者とは違い、資本主義の成

長拡大の時代に育ち、それになじみ恩恵を受けていた。したがって彼らは、反体制的な一揆的雷同性少なく、逆に時代の知識を得ようとして自由主義思想、経済理論の学習に励んだ。この当時、移民もまた重要な労働政策として奨励されており、「それは敢えて国家による労働保護をまたずして自己自身その運命を開拓しうる道を供して」(同上、138ページ) いるように見えた。

19世紀半ばのイギリス労働運動は、そのような社会的、経済的、思想的背景の下に、独自の性格を持つものであった。「その第一の現れは、熟練工における自己教育的智的要求の傾向である。彼らは宣伝に誘惑されざる確実な知識、社会や産業の真相の理解を自ら得ようとした」。彼らは、現在の不満の解決のためには酒に頼るよりも、知識に頼る事を勧め、図書館や教育協会などを作り、自己の研鑽と仲間の啓蒙に努めた。「これは革命を離れて精神的改革を自ら行わんとするものであって、当時労働組合の行った禁酒運動と軌を一にする。すなわちここにまず、前代の華々しさに対処する渋味を見出だす」(同上、141ページ)。

「第二の現れは反ストライキの傾向に見得る。これは一面において雇主と労働者の絶対的利害背反を信じないのであるが、すでに1835年に印刷工は暴力と宣誓、不合理な過度の雇主への要求が組合失敗の原因である、真理と理性とを武器とせよ、とその組合員に教えた。37～42年の不幸はこの考え方を普及させ、46年石工組合は猛獣を避くるごとく罷業を避けよと指令し、これに次いで例えば鑄鉄、フリント硝子等の職業でも罷業を非難し、罷業基金を廃した。かくて協調的な和解調停制が漸次考慮された。この罷業反対は、罷業の合理化、慎重化の形として、中央執行部に種々の統制権の統一される形をも生じた。……中央集権は従来の方分権の組織形態より強き大組合結成に移る組織上の一重要変革

である」。このようにして1850年代から60年代にかけて、この時代の労働運動を支配することになるいわゆる「新型組合 new model union」が出現してくるのである(同上, 142ページ)。

この労働組合の新しい組織形態は、すでに1840年代から形を整えつつあったが、1851年に、蒸気機関製造工ほかの機械製造工が大団結して立ち上げた合同機械工組合 Amalgamated Society of Engineers が新型組合の最初の例とされている。これは大組織であったが、前代の一般組合 general union とは異なり、組合加入資格を厳しく定め、同じ職種 craft の熟練労働者を中心として全国的な組織を作り、有能な専従書記を配した。「組織の一面は共済制度と職業の擁護、すなわち友愛組合と労働組合との活動の密接な関連にある。……機械工は週1シリングの高い会費で、失業、葬病、移住、養老等の共済制を行い、他組合に見られぬ多額の共済手当てを支給し……見るべき堅実な財政制度を組織し、残額は争議資金に積み立てた。このゆえに組合員の対組合利害関係は常時緊密であった。且この財政は膨大な額であって……雇主側には非常な脅威であった」(同上, 143~4ページ)。

合同機械工組合書記ウィリアム・アランは、雇用主側の攻撃に対して熟練工の誇りをかけて周到に組合を守り抜き、他の組合の要請があれば支援し、新組合の結成を応援したので、その後20年、各組合は合同機械工組合をモデルとしてその特徴を取り入れ、組合規約をまねた。こうしてロバート・アップルガースを書記とする合同大工指物師組合 Amalgamated Society of Carpenters and Joiners, エドウィン・クールソンを書記とする煉瓦積み工組合 Operative Bricklayers' Society, ダニエル・ガイルを書記とする鑄鉄工友愛組合 Friendly Society of Ironfinders, アレクサンダー・マクドナルドを指導者とする全国

炭坑夫組合 National Miners' Association などが結成され、ウェッジ夫妻のいう「ジャンタ」がイギリスの労働組合運動の中にその地位を確立してくるのである。

「要するに、ヴィクトリア黄金時代成長せる熟練労働者の組織は、労働組合の全体の表面に出で、時代の自助自由の主義に則る「新精神」を精神とし、「新模型」を組織とし、個人的節儉を具体化する共済制、需要供給説による賃金政策、協調的な精神による罷業制限策、労働者自身の経営による強固で大きな財政の組織を熟練労働者の間に一般化せしめ、時代の繁栄に伴って著しく組織率を高めた。それは産業革命期労働者階級のなしえざりし堅き組織を築き上げ、そこに今日の英国労働組合運動の基礎は作られ、且労働組合運動の妥当性を従来これを無視した社会思想に是認せしむるまでの社会的勢力を組織した」(同上, 145~6ページ)。

4

このような体制内の労働組合の組織化とその強化は、既存の有産階級の政党との協力を可能ならしめ、議会政治に積極的に関わらしめた。その点をコールは次のように説明している。「チャーティズムは、その国際的活動を別として1856年までに事実上死滅していた。しかし数年以内に新しい政治運動が勃興してきた。その要求はまたも普通選挙と秘密投票であったが、しかし運動は今度は純立憲的なもので、労働階級のチャーティズムの真の推進力であったあの半ば盲目的な革命的衝動を全然持っていなかった。新しい指導者達は、労働者のために選挙権を欲したが、革命を欲したわけではなく、彼らの政治綱領を進んで是認した中産階級の自由主義者とは誰とでもできるだけ協力しようとしていた」(G. D. H. Cole "A Short History of the British Working Class Movement 1789-1947")

Allen and Unwin, 1948, p.189 (林他訳『イギリス労働運動史』2, 岩波現代叢書, 92 ページ))。

19世紀半ば以降の労働者と労働組合の現実主義化は、自分達にとって不都合なものを議会政治によって取り除き、また利益となるものを議会政治によって勝ち取るという志向を強めた。また有産階級が掲げる自由の理念は、労働階級にも浸透し、階級を超える個人々の自由と平等、そのための民主主義の実現要求を強めることになった。労働階級の前には、いまだ封建的な主従法の存在、長い労働時間の短縮問題、労働安全の問題、現物賃金の問題、労働災害の保証問題、教育問題などたくさんの解決課題が山積していた。

新しい労働組合の指導者達はジョン・ブライトやエドモンド・ビールズのような中産階級の急進主義者と協力して議会改革運動に取り組んだ。コールは、全国議会改革連盟、全国議会改革同盟、北部議会改革同盟の3つの組織がうまく運動の役割を分担していたとしている。「連盟は大体において労働階級的で、労働組合員によってほとんど完全に支配されていた。同盟は多数の労働階級の信奉者を有したが、中産階級の急進主義者によって大体支配されていた。北部の団体はこれら二つの中間に位置し、ジョセフ・コーウェンという急進主義者が主要な指導者であったが、しかしそこでは坑夫と製鐵工が積極的な役割を演じていた」(op. cit., p.190, 訳書, 同上, 94 ページ)。

彼らの示威運動は各大都市で盛んに行われたが、最も衝撃的だったのがロンドン・ハイドパークの集会禁止事件であった。大群衆は禁止を無視して公園柵内になだれ込んで集会を強行し、一部はトラファルガー広場に流れて政府に抗議する大演説集会となったのである。「ハイドパークの示威運動は、支配階級を驚愕させ、都市労働者の選挙権を獲得する上に、大きな因子となったのである」(op.

cit., p.191, 訳書, 同上, 96 ページ)。

議会内部では、1865年のパーマストンの死後、自由党はようやく選挙法の改革に着手し、ラッセルは1866年に穏健な選挙法改正案を議会に提出したが、ロバート・ロウ等の脱党によって政権を失い、思いがけず政権を握ったトリー党ディズレーリは、自らの法案を自由党急進主義者の突き上げでかなり修正して、第2次選挙法改正案を成立させた。こうして「家主および10ポンド以上借家人」たる成年労働者は、念願の投票権を手に入れたのである。

5

ジャンタの指導的人物の一人であったアップルガースは、マルクス率いる国際労働者協会のバーゼル大会(1869年)において、イギリスにおける相対的に幸運な労働組合員の状態を次のように自慢した。「幸いなことにイギリスにいる我々は、警官に見つからないようにと穴の中や人目に付かない片隅に隠れる必要はないし、公然と陽の当たるところで集会をしたり、自らを組織したり、また我々に関わるどんな問題であれ、なんら懸念なしに論じ得るのである」(Asa Briggs “Victorian People” University of Chicago Press, 1970, p.175 (村岡他訳『ビクトリア朝の人びと』ミネルヴァ書房, 228 ページ))。

しかしながらイギリスの各種の労働組合は、この頃その団結と行動の権利のための重大な共同闘争を闘っていた。「この闘争の第一の段階は1864年、組合が一致して主従法の改正運動を始めた時から開始された。第二の、そして遙かに緊迫した段階は1867年「シェフィールド暴行事件」に引き続いて社会一般に喧しく非難が起り、有名な「ホーンビィ・クローズ」事件によって労働者に新しい法律的弾圧の威嚇がなされた時に始まる。第三の段階は、1871年における労働組合法

と刑法改正の通過から始まり、1875年における労働者に有利な「労働法規」の一層徹底した改正に及んでいる。以上の緊迫した11年間に、労働組合の公的地位は根底から変化し、労働組合会議が設立され、労働組合運動はほぼ近代の形態に近いものとなった」(Cole, op. cit., p.197, 前掲訳書, 106ページ)。

まず主従法であるが、1563年の職人条例以降1824年の主従法に至る一連の法令はすべて、契約違反、仕事の放棄、その他類似の雇用主に対する反抗行為を、犯罪として労働者に刑罰を科するものであった。それは主人と従僕の不平等が当然と考えられていた時代から引き継がれてきたものであり、雇用主は自分に都合よく、労働者に不利な証言をすることができたが、労働者はそれが許されていなかった。従僕による契約違反は刑事犯罪であり、労働者は禁固に処せられたが、主人の契約違反はせいぜい損害賠償を課せられるだけであった。これによる被害はスコットランドの炭坑夫において最も大きかったことから、1856年、坑夫組合の指導者アレクサンダー・マクドナルドは、グラスゴウ労働組合協議会を代表してロンドンにおいて全国労働組合大会を開催することを要請し、ジャンタはこれに全面的に協力して従来の法律の全面改正に努力した。1867年に、主従法を廃止することはできなかったが、その内容について大幅な改善を実現した。同時にこの年、余り効力はなかったが、ジャンタの願いであった調停法が成立した。主従法は1875年に「雇用主および労働者法」によって置き換えられ、契約違反は刑法の処罰から解放されて、民事問題となった。

6

初めての労働組合法とこれに密接に関連していた労働組合会議 Trade Union Congress

の結成は、1860年代のシェフィールドにおける労働組合をめぐる諸事件を一つの契機としている。シェフィールドの刃物研磨業 file trade では労使の対立が鋭く、1864年に研磨工の賃金をめぐる紛争が各所で起きていた。1866年に、賃金紛争は新しい機械の導入とそれに伴う事故の可能性、労働災害への保証をめぐる問題も絡んだストライキに発展し、シェフィールド労働組合協議会は事の重大性を認めて、全面的な支援を行ったが、雇用主側の強硬な姿勢の前に敗北した。組合員による非組合員への憎しみと嫌がらせは度々報じられてはいたが、このような時に、以前から嫌がらせを受けていた非組合員の家が火薬によって爆破されるという事件が起こった。たちまち轟々たる非難の声が巻きおこり、全国の新聞はこうした事件がシェフィールドに限った事ではなく全国的に発生しているとして、労働組合活動への刑罰法を要求した。労働組合運動が社会に害を及ぼす共謀罪として糾弾されたのであった。

シェフィールド労働組合協議会はロンドン労働組合協議会とともに、この機会に労働組合運動に関する一切の問題を調査するように要求し、その結果、1867年2月に自由党政府は「労働組合またはその他の団体の組織と規約を調査報告し、かかる労働組合またはその他の団体が計画し、奨励し、ないしは黙許したと申し立てられた最近の脅迫行為、暴行、または非行を調査する」ための王立委員会(11名)を任命した。労働組合側の要求によってキリスト教社会主義者トーマス・ヒューズと、穏健な労働組合の支持者である弁護士で実証主義者フレデリック・ハリソンが委員となり、労働組合代表者が証人尋問の間出席する事が許可されたので、その役にアップルガースが選ばれた。この時ロンドン労働組合協議会のジョージ・ポッターなど、戦闘的な組合運動家は、ジャンタが余りに体制迎合的な態度を取っている事に反対してい

たが、後にこの王立委員会で組合側の証人に立ったアップルガース等ジャンタの活躍には敬意を表するようになった。

この直前に当たる1867年1月、これまでの穏健な労働組合の努力を一瞬にして無に帰するような事件が起こった。「ホーンビィ・クローズ」事件に対する高等法院裁判所の判決である。組合組織が大きくなり、高額な組合費や給付金を扱うようになると、労働組合の基金を保護する事が重要になった。1855年の友愛組合法によって、法律に違反しない目的のために設立された結社は、友愛組合登録局にその規約を登録する事によって、治安判事による基金の保護を受けられることになっていた。合同機械工組合、合同大工指物師組合、鑄鉄工組合など主要組合はその規約を登録し、必要な場合、不正を行った役員を訴え基金保護に万全を期していた。1867年の「ホーンビィ判決」は、ボイラー製造工組合が支部役員の基金流用を提訴した事件に対して、労働組合は友愛組合法の適用を受ける事ができない事、労働組合は1824～5年の法によりもはや犯罪性を有するものではないが、産業拘束を目的とするものである以上、普通法にてらして違法となるとの判断を示した。この判決は、労働組合が20年以上にわたって享受してきた組合基金に対する法律的保護を組合から奪うばかりでなく、事実上労働組合全体を非合法化し、いつどの組合が攻撃されるかを判らない状況を作り出した。

7

このような事件が相次いでいたから、王立委員会における調査とそれが出す勧告は極めて重要であった。アップルガース、ハリソン、ヒューズは、外部の協力者と相談しながら非凡な才能を発揮し委員会をリードした。ジャンタとそれに協力した中産階級の知識人達が、この王立委員会で何を勝ち取ろうとしていた

のかについて、ウェップ夫妻は次のように指摘している。「この協議会（アップルガースが王立委員会に臨むために組織した秘密の協議会—美馬）の私的な議事録から明らかな事は、ジャンタの主な目的が、労働組合のために基金の安全と、国家の一構成部分としての労働組合組織の承認にとって、ひとしく必要な法律上の地位を獲得する事にあった」（Webbs, “The History of Trade Unionism” Longmans, 1920, p.264, (荒畑監訳, 上巻, 日本労働協会, 298 ページ))。

当事者達にも会った上でこの著書をまとめたウェップ夫妻は、臨場感豊かに王立委員会の様子を描いている。「ジャンタとその盟友達の政策は、委員会の主張を、無数の旧式の小さな地方同職クラブと相異なる、大きな職業共済組合に集中させる事であった。証人として最初に審問されたアップルガースの証言は、労働組合に対するとんでもない偏見を払拭するのに大いに効果があった。合同大工組合の書記長は、当時労働組合界では財力において第三位を占めていた彼の組合が、ストライキを挑発するどころではなく、主として保険会社の事業に従事していたことを明らかにした。彼は組合の議事には秘密や強制が全くない事を力説する立場にもあったのである。彼は機械、外国輸入品、請負仕事、時間外労働、あるいは徒弟の自由な雇用に反対すべき一切の理由を、その組合員のために否認した。彼がその労働組合運動に保塁を築いた基礎の障地は、あらゆる組合員がその労働力に最低競争価格を設定する事ができるだけの基金を積み立て、これによって是非とも、標準賃金率と標準労働時間とを維持する事であった。第三日目に召喚されたウイリアム・アランは、やや控え目ながらアップルガースの指導にならった。そして元来全国的共済組合であったこの二つの団体の役員証言は、委員会に著しい印象を与えることになった」(op. cit., pp.265-6, 前掲邦訳, 299～300 ページ)。

「雇主側は労働者側ほど、手順が整っていませんでした。アップルガースの主張にもかかわらず、雇主達は、最も強力な組合のいくつかはどのような請負制や下請け制にも、また時には機械に対してすら頑強に反対するといった、委員会を説得するのに成功した事は事実である。別の場合には、徒弟の厳格な制限を強要する試みがあった事も証明された。……建築業における古い組合の制限的政策 restrictive policy もあからさまにされた。そしてこの事実は、今日でさえ中産階級と上流階級の中にある労働組合についての、大抵の印象を説明している」(op. cit., p.266, 邦訳 300 ページ)。

この王立委員会の全体的な結論をウェブ夫妻は次のようにいっている。「調査委員達は次の結論を下さざるを得なかった。それは、調査委員達が、合同機械工組合や合同大工組合の中に、煉瓦製造やシェフィールドの諸産業の純粋な職業団体のような残存物よりも、遙かに攻撃的でない労働組合の類型を捉えたという事である」(op. cit., p.267, 邦訳, 301 ページ)。

かなりの年月を経て、より客観的な立場から王立委員会内部の攻防を研究する事のできたコールは、次のように述べている。「戦闘的な組合から合同組合の穏健で「共済的」な活動の方に注意を逸らすために、そしてこれらをシェフィールド型の暴行からばかりではなく、一切の形態の戦闘的な労働組合活動から分離するために、あらゆる事がなされた。組合の友愛協会としての活動が強調せられ、ストライキおよびロック・アウトに代わる方法として調停裁判所が提唱された。あらゆる手が尽くされて、労働組合運動は、合同組合に関する限りは実際にそう意図されていたように、ほとんど信じがたいほど上品な様子のもにさせられたのである。……シェフィールドおよびその他の土地での暴行事件の報告が現れた際、見事に注意がそれから外らされ、

極めて少数の小さな組合だけが、いくらかこのような行為に関係しただけである事が証明された。王立委員会は、労働組合に対する大規模な攻撃の態度を変え、労働組合がアップルガースと彼の友人が立証したほど実際に上品である場合には、これを弁明する立場に回るようになった」(op. cit., pp.203-4, 前掲邦訳 118~9 ページ)。

山中氏は、労働組合側の活躍を次のように描いている。「彼らは自らの率いる大組合における友愛組合的事業の強調、標準的賃金、労働時間の要求の外、制限的労働条件を課せざる穏健な協調性の高調に努力し、且教えられた自由の理論をもって団結する事もまた個人自由だと主張した。これに対し雇主側は、労働組合運動が出来高給賃金や下請け乃至機械使用反対、又は徒弟の制限を行う場合あるを述べて、組合の制限的傾向を衝いたが、例えば中央建築業主協会のごときは、建築業内の旧式組合の固陋を挙げ、また一般に個人契約の立場から労働組合運動を雇用主の権能への侵犯と見て、不秩序な小組合も統制ある大組合も混同して組合運動一般を否議した。しかし委員会はアラン、アップルガース等の前記の主張の説伏力の下に機械工、大工等の大組合は煉瓦製造工等の小組合と異別し、その穏健なるを承認する外なく、雇主側はその労働組合攻撃の鋒先を共済制の保険数理的調査に転じて自ら慰むる結果に到り、殊に勅命調査委員会本来の問題たるシェフィールド事件以下の暴行の調査は、特別精査員に一任せられて以来、右の勅命調査委員会の本調査に集中された視聴の注意を殆ど牽かず、結局それも有利な調査結果を出して終わった」。「かくて委員会の大勢は Junta の努力によって事前と一変して資本家側の取締法要求は蹉跌を来し、社会は 1850 年合同機械工組合の設立以来組合運動の主流となりつつあった「新模型」「新精神」を少々了解するに至り、小組合の不秩序な一揆的行動の経験に立って労働

組合全体を規定する立場を緩和せざるを得なかった」(山中, 前掲書, 203~4 ページ)。

王立委員会が開かれている間に, 組合はその活動によって有利な法律を獲得した。1868年, ラッセル・ガーネイによる「窃盗罪および公金横領罪法」は, 労働組合が不正を行った役員を起訴できるようにし, また1869年の「労働組合(基金保護)法」は, 王立委員会の報告が出るまでの間, 不正を行った役員から賠償を求める民事訴訟を起こす事ができるようにした。

この間, マンチェスター労働組合協議会は全国的な情勢を検討するために, 全国の労働組合に呼び掛けて労働組合会議を開催した。この1868年の会議はTUCの端緒と見られるものである。この時, ジャンタは従来の多数を占める小組合の体質を嫌って代表を送らず, 非協力的な態度をとったが, 多くの反ジャンタ的な戦闘的労働組合は反発を強めながらも, 労働組合の合法化を求めるジャンタの努力に対してはこれに同調し, 製鉄工組合書記のジョン・ケインの動議により信任決議が上げられた。翌年, バーミンガムの大会に, ジャンタはオッジャーとハートウエルを送りその方針を説明, 1871年に至ってようやくジャンタは他の非ジャンタ的な多数の組合と和解した。

8

1869年, 労働組合調査王立委員会は二つの報告書を出した。従来の穏健な労働組合の活動に限りこれを容認しようとする多数派報告と, 労働組合の自由を全面的に認めようとする少数派報告である。これらには, 労働組合否認派が期待したような, 労働組合の地位を従来より悪くする勧告は全く含まれてはいなかったが, 多数派報告は, ウエップ夫妻が評したように「要領を得ない, 且つやや矛盾した文書」であった。

「我々の観察が及んだ限りでは, どの労働組合も Act 6 Geoiv. c.129 (1825年法——美馬)により合法とされている団結だけにストライキ労働者支援基金の利用を限定する事で, 団結に対して完全に合法的な性格を与えようとしてきたわけではない。労働組合は一般的に, 組合によってある決定が職業の利益になると思われるように強いる目的で, ストライキをしている労働者を支援するために彼らの基金を用いようとしている。それゆえに以下に述べるようなストライキは, コモン・ローに照らして不法な団結となり, 法によって救済されない……」(Cole and Filson, "British Working Class Movement · Select Documents" Macmillan, 1951, p.566)。

ウエップ夫妻によってこの難解な勧告を解き明かせば, 次のようである。「それは, 職業上の団結は労働者に実質的な経済的利益を与え得ないと述べながら, それにもかかわらず, 一定の条件の下で組合の合法化を勧告した。1825年の法は, 賃金又は労働時間に関する団結だけを普通の非合法性から除外していたのに対して, 委員会は, 『契約不履行を含む行為を行うために』, また特定の人と働く事を拒否するために結成されたものを除き, 今後はどのような団結も職業を制約するとのかどで起訴されない, と勧告した。しかし, それによって組合の基金に対する法律上の保護を獲得する力となる登記の特権は, その規約に徒弟や機械使用の制限とか, 請負や下請けの禁止などの制限的条項 restrictive clauses をもたない組合にだけ与えられるものとされた」(Webbs, op. cit., pp.269-70, 邦訳, 303~4 ページ)。

労働組合は「職業を制約するとのかどで起訴されない」, つまり合法化されるが, それは一定の条件の下においてのみであり, 組合基金の保護もまた「制限的条項」をもたない組合に限られた。これはジャンタが主張したように, 労働組合が争議を避け, 共済活動を

もっぱらとする場合にだけ、組合にとって利益となる内容であった。ハリソン、ヒューズ、リッチフィールドは、別個の少数派報告を書き、労働者の団結に対する一切の法律的差別待遇を廃する事を勧告せざるを得なかった。ジャンタは、少数派報告に沿った立法を追及することになるのである。

とはいえ、王立委員会の 2 つの報告書の公表は労働組合活動にとって非常に友好的な雰囲気をつくり出した。それは「労働組合運動に対する一般の態度の著しい変化をもたらした。人々は組合が行う活動の大部分はまったく有益な性格をもつものであることを認めた」と H. ペリングは評価している (H. Pelling, "A History of British Trade Unionism" 3rd edition (大前訳, 東洋経済新報社版, 73 ページ))

9

1868 年の選挙は、多数の都市労働者が投票した最初の選挙であった。労働組合の指導者たちは、組合員がその名前を選挙人として登録し、投票権を獲得した上で、候補者たちに組合の要求を支持することを求めるように指令した。かなり多くの候補者は、彼らの求めに応じて、労働組合に有利な行動を取ることを約束して当選した。しかし当時の自由党政府と、ほとんどの下院議員はなおも労働組合の諸原則に密かに敵対しており、労働組合を合法化する法律を作る気はなかった (Webbs, op. cit., p.274, 邦訳 309 ページ)。

しかし労働組合の粘り強い働きかけが続けられた結果、1871 年になって自由党内相ヘンリー・ブルースによる労働組合法案が提出された。それはジャンタが強調したことを法案に取り入れ、労働組合はその目的が多様であっても「職業を抑制している」との理由だけで非合法にはならず、その規約が刑法に触れない限り登記の資格を持ち、また登記は基

金を保護するもので、組合内部の取り決めに干渉しないように工夫された。しかしその反面第 3 部では、雇用主あるいは労働者がその目的を達成するために妨害したり molest, 阻止したり obstruct, 威嚇したり threaten, 脅迫したり intimidate すれば、嚴重な処罰が下されることになっていた。団結禁止法の用語がよみがえったばかりでなく、1859 年の法により容認された平和的ピケティングでさえ処罰され得るものとなっていた。政府法案は、ハリソンが提案したように労働者に適用される刑法の廃止を取り入れるどころか、これまで労働運動に下されてきた団体行動に対する不利な判例をも法文化して広範に適用しようとするものであった。

コールは言う。「ジャンタの政策の欠点が明瞭となったのはまさにこの時であった。ある点においてはこの法案は組合が欲したすべてを組合に与えた。いかなる組合もそれが産業の拘束を目的とするという理由だけによって法律の枠外におかれることはなくなった。その規約が刑法に違反しないすべての組合は登録することを許され、登録が与える保護を得ることができるようになった。これに加えて、組合はその内部の問題に対する外部の干渉から免れ、そのような問題について法廷に提訴することも提訴されることもないことになった。しかし、主としてジャンタが要求していたこのような点が譲歩された一方、政府は一切の形の「迫害」、「妨害」、または「脅迫」、及び労働争議中の工場内のピケットに対する峻厳な刑罰条項をこれに結び付けた」。労働組合代表の抗議に対して政府は、ジャンタの主張どおり、労働組合が共済を主とするものであり、労使協調を助長するものであるとの前提で法案を作ったのであり、ここに掲げた罰則は、たんに現行法の言葉を繰り返して集成したものにはすぎないと反論した。「これは文字の上では真実であったかも知れない。しかしその実際の結果は、死文になっていた

かあるいはなりつつあった古い普通法と刑罰を復活し、これを新たに是認することになったのである」(Cole, op. cit., p.206, 前掲邦訳123ページ)。

いかに穏健なジャンタであっても、従来慣習的に容認されていた種類の団体行動までを争議行為として改めて違法とする法案を通過させるわけにはいかなかった。怒りの嵐が労働組合運動家の間にまき起こった。ジャンタは法律顧問たちと協議を重ねたが、顧問たちはこの危険な法律に極力抵抗する事を勧めた。そこでジャンタは、首都を中心により広い地域からも議会に働きかけるために、マンチェスターとバーミンガムに招集された全国的な労働組合会議にならぬ、この各方面から結集する労働組合の団結の力を全面的に用いることにした。1871年アップルガースの合同大工指物師組合書記辞任にともない、彼が主導していた合同組合協議会は解散され、ロンドンに招集された労働組合会議においてジャンタの仲間であるジョージ・ハウエルが責任者となって議会と交渉するための委員会を作り、政府側と交渉を重ねた。第3部の削除に全力が注がれ、内相や下院議員のもとに頻りに抗議団が送られた。

政府は法案の修正を拒否したが、最大限の譲歩としてこの法案を二つに分割することに同意し、組合の存在を合法化する法律(労働組合法)と、組合の行動を拘束する刑事条項を含む法(刑法修正法)にすることとした。これによって労働組合に同情的な議員は安心して前者の法に賛成することができるようになり、また組合はこの法を犠牲にすることなく刑法修正法に反対する道が開かれた。しかし1871年の両法の成立によって、労働組合はその存立の法的地位を獲得しはしたが、同時に組合活動に対する刑法の強化という危険をも招くことになったのである。

この危険性はたちまち現実のものとなった。労働者の状態を改善するための団体行動は、

様々な違反の廉で新法によって刑事訴訟にかけられ、多くの労働者が禁固刑や重労働刑に処せられた。「ストライキは完全に合法的であった。だが仮に、用いられる手段が雇主を威圧するように計画されたものである場合には、それは違法な手段とされた。そして違法な手段によって合法的な行動をする団結は、犯罪的な共謀とされた。言い換えればストライキは合法とされたが、ストライキの遂行に伴って行われたことなら何でも、犯罪であった。このように判事は救済的な法規を根こそぎにし、新しい判決がそれを一層助長し、新しい危険を発展させた」(Webbs, op. cit., p.284, 前掲邦訳, 320ページ)。

刑法修正法を撤廃させる運動はただちに開始され、次の4年間の最重要課題となった。1872年、ロンドンのガス火夫たちが週労働時間の短縮と賃上げを求めてストライキを行い、新法に基づいて指導者6名が禁固刑12か月を宣告された時、労働者の怒りは燃え上がった。「効果的な『労働組合運動家のための小冊子』がヘンリー・クロンプトンとフレデリック・ハリソンによって書かれた。1872年のノッティンガム、1873年のリーズ、1874年のシェフィールドで持たれた労働組合会議は、その怒りを燃え立たせ、議会委員会を傲慢な態度で扱った議員に対して審判を下した。総選挙の時が近づくにつれて2大政党に対する圧力は増した。議員候補者に対する質問表が準備され、そこには労働者の法律上の要求が具体的に乗っていた。どの候補者もその答えが満足いくものでなければ、労働組合の支援が受けられないことが明白にされていた」(op. cit., p.286, 邦訳, 322ページ)。

この頃は労働組合運動が「最高潮に達した時」(Webbs)に当たり、あらゆる労働団体が組合員を増やしつつあった。1874年の総選挙直前に開催されたシェフィールドでのTUC大会は、25万の炭坑夫、ほぼ同数の綿

業織工、10万の農業労働者を含む110万以上の組織労働者を代表するといわれていた。「この大会の議事録は、労働者階級の要求に対する当時の自由党の指導者たちの無理解が生み出していた激しい怒りの感情をよく示していた。」「自由党が新しい有権者を侮辱して取り扱っている間に、保守党の候補者は物柔らかに労働者の要求を聞き、悪法の撤廃を誓約しつつあった」(op. cit., p.287, 邦訳, 323ページ)。

1874年選挙における「自由党の意外な敗北」について、ウェップ夫妻はそれが主に労働組合員の積極的な敵意によるのではないかとして、政治史家に検討を委ねているが、コールははっきりと次のように書いている。「1874年の総選挙において、労働階級の投票が自由党政府の敗退と保守党の政権復帰にある程度まで責任があったことは疑いない。労働議員選出連盟の初めての試金石であったこの好機において、幾人かの労働階級の候補者が自由党と対立して選挙に打って出たばかりでなく、労働階級の票の相当部分が自由党候補者の中の反動的な人々に反対してトーリ派に投ぜられた」(Cole, op. cit., pp.211-2, 邦訳, 134ページ)。

保守党の政権獲得は、必しも労働組合に有利な法律改正の保証を与えたわけではなかった。新たな「労働法調査王立委員会」の設置は、改正の引き延ばしの感が強かったし、友愛組合法の改正も新しく成立した労働組合法を廃止する策謀と見られた。1875年初めに発表された王立委員会報告書は、「徹頭徹尾組合に不満なものであった」。しかしこの時までに労働組合の一大運動が盛り上がり、「これが明らかに政府の態度を変化させた」(Cole) (op. cit., p.214, 邦訳, 139ページ)。H.ペリングによれば、ディズレーリとその同僚たちは自由党員に一般的な「独断的個人主義から無縁であり」、保守党内相リチャード・アシュトン・クロスは、総選挙

の時に議会委員会がつき付けた質問表に対して、労働組合に好意的な回答を寄せていた。

1875年6月、政府が法案を提出した時、議会委員会は政府案に驚き、かつ満足した。「何とならば、政府案は同委員会の考えと見事に一致していたからである。法案を完全に満足なものにするには、ただ二三の修正を施しさえすればよかった。これらの修正はだいたいにおいて政府の受け入れるところとなり、結果としてその年のうちに、『共謀罪および財産保護法 Conspiracy and Protection of Property Act』、『雇主および労働者法 Employers and Workmen Act』の成立を見た。この第一の法令によって、共謀罪に関する法律は、この法が適用される行為がそれ自体犯罪行為でなければ、以後労働争議には適用されないこととなり、また暴力によらないピケットは明文をもって合法化された。脅迫と暴力行為の問題は、普通の刑法で扱うために分離された。『雇主および労働者法』——『主従法』からの意味深い名称変更——によって、契約違反の罰金が民事損害賠償の支払いに限定されることとなった」(H.ペリング, 『新版イギリス労働組合運動史』, 大前訳, 80ページ)。議会委員会は満足し、声明を發して「解放の仕事は十分かつ完全に果たされた」と述べたのである。

ウェップ夫妻はこのような事態の進展に対して、「要するに、団体交渉はすべての必要な付属事項とともに、50年に及ぶ法律的闘争の後に、やっと国の法律によって承認された」と総括し、次のような注を付している。「この圧倒的な議会での勝利が、下部の労働組合員の間の大いなる熱狂を呼び起こしたことは驚くに当たらない。1875年10月のTUC大会で、オッジャー、ガイル、ジョージ・ハウエルのような熱烈な急進主義者までが、J.K.(ママ—美馬)(後に子爵)クロスを最も暖かく称賛する人々に加わった。彼の同情的な態度は彼らの最大限の希望をもし

のいでいた。ハウエルはいった。「彼らが議会に持っていた最良の友人たちは、一二の例外を除いて、決して刑法修正法の撤廃を口にしなかった。この法案が討論されている時、彼は数人の友人と下院のギャラリーの下にいたが、彼らはクロス氏がその法律の全廃を宣言するのを聞いた時、ほとんどその耳を信ずることができなかった」と。そしてオッジャーも、内相が「自分の前に置かれたあらゆる提案を傾聴し」、「かつて労働の息子たちに与えられた中でも最も大きな厚意」を労働者に与えた「驚くべき一意専心さ」について証言したのだった」(Webbs, op. cit., p.291, 邦訳 328 ページ)。

10

翌 1876 年の『労働組合(修正)法』は 1871 年法の施行規則上のわずかな変更であった。「これで 70 年代の労働法物語は完了したのである。この驚嘆すべき完全な勝利は、新しい労働階級の投票を得ることに汲々としていた保守党から与えられたものであった。しかし労働階級の有権者は感謝しなかった。彼らはその解放を保守党から獲得した後、従来よりも一層強く自由党勢力に結び付くようになった」とコールは述べている (Cole, op. cit., p.215, 邦訳, 140 ページ)。

ところで、労働組合の結成が進みその力が増大してくるにつれて、労使の対立を回避したり、紛争を平和的に解決するための試みが模索され始めたが、長期的に重要性を持つ調停・仲裁委員会が成立したのは 1860 年、ノッティンガム靴下メリヤス産業においてであった。それはメリヤス業主で労働組合に対して同情的であった A. J. マンデラの発案によるもので、マンデラを議長として労使同数の代表が集い、紛争の原因を調査し、平和的な解決を図ろうとするものであった。労使紛争を調停に重きをおいて解決を図るこの委員

会方式の成功は、多くの業者が真似をするところとなり、レース業や建設業、炭鉱業にまで広がった。1869 年には北部イングランド鉄鋼業委員会が成立するが、これは最も成功し長続きするものとなった (E. H. Hunt, "British Labour History 1815-1914" Weidenfeld and Nicolson, 1981, p.282)。

TUC は 1868 年から団体交渉を支持していたが、選挙権の拡大や労働組合法の成立と改善、地域や業種ごとの労使の協議委員会設置などによって、1870 年代に団体交渉は労働組合が存在するあらゆる場所に拡大していった。また調定法や仲裁法に基づく相談機関への訪問も普通のこととなっていった。この傾向は 1880 年代も続き、1888 年の TUC ブラッドフォード大会は、団体交渉の拡大を支持する決議がほとんど全員一致であげられた (op. cit., p.283)。

雇用主の側でも、紛争よりも団体交渉の方が生産のロスが少なく、利益が多いことを悟りだした。「ともに働いている経験は、労働者代表の間に雇用主に対する善意とその思いを理解しようとする姿勢を育んだ。そして組合役員が厳しい交渉を進めている時に、雇用主は彼らが実利的でビジネスライクであり、会社の長期的存続を考えていないわけではなく、通常は妥協に達してそれを維持する用意があることを発見した。このような特質は、未組織労働者との取引よりも多くの利点があった」(op. cit., p.284)。

このようにして、団体交渉は多様な形式をとってイギリスの労使関係の中に定着したのである。1906 年の「労働争議法」の成立による争議行為に対する完全な民事免責の確立は、この過程を一層促進することとなったのである。

このような集団的労働契約関係が第 2 次大戦後の日本に取り入れられて、労働運動が盛んになりそれがまだ一般的であった時代に、栗田健氏はこの団体交渉制度の確立を、労働

組合の資本主義体制内への包摂の完成と見たのであった。栗田氏は、家族の生存を保障しようとしたスピーナムランド制度の公式否定としての1834年の新貧民法を、資本主義が必要とする独立労働者の範疇的創設の梃子として位置付け、次のように述べているのである。

「この失われた国家的保護の代わりに与えられたものが、需要を追って移動する自由であった。いち早く救貧法による保護および制約から自由であった職人＝熟練労働者が形成した市場賃金率は、たんに熟練労働者相互にとってだけでなく、不熟練労働者を含めてのイギリス労働者階級の賃金（さらにはその他の労働条件）を、団体交渉という商品交換の原則によって決定する媒介項としての新たな意義を獲得したのである。全国をその規模とする職能別組合の成立は、標準賃金率を普遍化し、団体交渉を事実的に制度化することによってその媒介項を確立し、イギリス労働者階級の自律的・階層的再生産をイギリス資本主義に定置した。国家による労働政策は、新

救貧法における「劣等の原則」から明らかのように、市場において形成される生活条件をその基準とするに至り、指導的原理は市場を支配する団体交渉のそれに移ったのである」（栗田健『イギリス労働組合史論』未来社1963年、61ページ）。

さらにこの集団的労働関係を資本主義的労使関係に必然的で正当なものと思えず見解は、次のように続けられている。「労働問題における交渉すなわち商品交換の原則の貫徹は、イギリス資本主義に資本＝賃労働関係という基準を含めて、はじめて真の意味における自由主義を完成させた。それはイギリス資本主義の「改革の時代」のまさに総決算であった。その時からイギリス労働者階級は分割された個人としてではなく、統一的な階級として「国民的分配分 National Dividend」の担い手となった。彼らはイギリス資本主義の中で再生産の保障という形態において、イギリス資本主義の「工場独占」の落ち穂が与えられたのである」（同上）。